

国家戦略特区の区域計画の認定について

平成 29 年 12 月 15 日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）を経て、先の区域会議で作成された本市の国家戦略特区の区域計画（案）が、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○ 認定された特区事業の概要

- 特定実験試験局制度に関する特例

国家戦略特別区域法第 26 条に規定する特定認定を受けた者が、北九州市内において、実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。【平成 30 年 3 月より実施】

- 国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

国家戦略特別区域法第 26 条に規定する特定認定を受けた者が、運行する特定の路線において、運賃については上限認可制を届出制に、運行計画については届出期日を短縮することで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスバスの充実を図る。【平成 30 年 1 月を目途に実施】

以上

【連絡先】

企画調整局地方創生推進室

電 話 093-582-2904

担 当 中島、鈴木